

伊予市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

平成 17 年 5 月 18 日
告示第 95 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内のコミュニティ組織が実施するコミュニティ事業に対して、毎年度一般会計予算の定めるところにより助成する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）による各種のコミュニティ組織とする。

(補助事業)

第 3 条 補助事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 実施要綱に定める一般コミュニティ助成事業（施設又は設備の整備事業）でセンターが認定した事業
- (2) 実施要綱に定める地域防災組織育成助成事業でセンターが認定した事業
- (3) 実施要綱に定めるコミュニティセンター助成事業（住民が維持管理する施設建設事業）でセンターが認定した事業
- (4) 実施要綱に定める青少年健全育成助成事業（イベント等ソフト事業）でセンターが認定した事業
- (5) 実施要項に定める活力ある地域づくり助成事業でセンターが認定した事業

(補助金額)

第 4 条 補助金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号の場合にあっては、100 万円から 250 万円でセンターの決定した額
- (2) 前条第 2 号の場合にあっては、30 万円から 200 万円でセンターの決定した額
- (3) 前条第 3 号の場合にあっては、対象となる総事業費の 5 分の 3 以内で、

1,500万円を限度とし、センターの決定した額

(4) 前条第4号の場合にあっては、30万円から100万円でセンターの決定した額

(5) 前条第5号の場合にあっては、200万円以内でセンターの決定した額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするコミュニティ組織（以下「補助団体」という。）は、コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助団体に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 補助団体は、補助金の交付決定を受けた事業について、その内容に変更が生じた場合は、コミュニティ助成事業変更申請書（様式第2号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の変更申請の内容が相当と認めたときは、コミュニティ助成事業変更承認書（様式第3号）を交付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前2条の規定により補助金の交付決定を受けた補助団体が事業を完了したときは、市長が必要と認める書類を添えて、コミュニティ助成事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、コミュニティ助成事業補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前2条の規定による請求書を受理した場合は、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第 1 1 条 補助団体は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(実績報告書)

第 1 2 条 補助団体は、事業完了後、速やかにコミュニティ助成事業実績報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第 1 3 条 補助団体は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の末日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 5 月 25 日から施行する。

この告示は、平成 21 年 9 月 17 日から施行する。

この告示は、平成 23 年 1 月 7 日から施行する。

この告示は、平成 24 年 7 月 10 日から施行する。

この告示は、平成 24 年 10 月 3 日から施行する。

伊予市長 様

（署名又は記名押印）

コミュニティ助成事業補助金交付申請書
 （_____助成事業）

下記のとおり標記に関する事業を行いたいので、助成されるよう申請します。

記

1 事業実施団体

1. 組織の名称					
2. 事業所所在地 (電話番号)	〒 _____				
3. 代表者氏名					
4. 結成年月日	年	月	日	自主防の助成区分（ア・イ・ウ）	
5. 本件該当地域の人口	本件該当地域		人（ 年 月現在）		

2 事業実施主体として認められることの説明

3 助成申請額

事業費総額(A)	一般財源等充当額(B)	助成申請額(A-B)							
円	円			0	0	0	0	0	円

※一般財源等充当額（B）の財源内訳

①	②	③	④
円	円	円	円

4 助成申請事業の実施計画

- (1) 事業の目的、助成を必要とする理由
- (2) 事業計画の内容、事業収支の内訳

収入内容				金額（円）	備考
コミュニティ助成金					
事業収入合計					
番号	備品・設備名	数量	単価	金額（円）	保管場所
1					

2					
3					
4					
5					
事業支出合計（事業費総額）					

【保管場所についての説明】

- ① 所在地
- ② 土地・建物の所有者（使用承諾の有無）
- ③ 保管場所・設置場所として妥当な理由

(3) 事業効果

(4) 事業の実施予定及び完了予定

実施予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 宝くじの社会貢献広報の仕方

(1) 広報紙への掲載

広報紙の名称	掲載時期	発行予定日
広報いよし	号	

(2) 購入備品、設備、印刷物等への広報表示

番号	備品、設備名	表示場所	大きさ（縦×横）
1			
2			

6 添付資料

	書類名	必要書類	添付書類	備考

伊予市長 様

(署名又は記名押印)

コミュニティ助成事業 変更申請書
(_____ 助成事業)

年 月 日付けで助成の決定を受けた事業について下記のとおり変更いたしたく、承認願います。

記

1 当初決定内容

実施団体名	決定額（千円）	事業内容

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後

※購入品目がある場合は、適宜別表を活用すること。

3 変更理由

様式第3号（第7条第2項関係）

伊指令第 号

コミュニティ助成事業 変更承認書
(_____ 助成事業)

年 月 日

様

伊予市長

年 月 日付けで助成決定し、年 月 日付けで変更申請のあったコミュニティ助成事業について下記のとおり変更を承認する。

記

1 当初決定内容

実施団体名	決定額（千円）	事業内容

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後

※購入品目がある場合は、適宜別表を活用すること。

コミュニティ助成事業補助金交付請求書

¥ _____

年 月 日付で助成の決定を受けた事業について、伊予市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、請求します。

年 月 日

伊予市長 様

所在地 _____

組織の名称 _____

代表者氏名 _____

（署名又は記名押印）

コミュニティ助成事業補助金概算払請求書

¥ _____

年 月 日付で助成の決定を受けた事業について、伊予市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、請求します。

内 訳

交付決定通知額	円
今回請求額	円
残 額	円

年 月 日

伊予市長 様

所在地 _____

組織の名称 _____

代表者氏名 _____

(署名又は記名押印)

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

伊予市長 様

（署名又は記名押印）

コミュニティ助成事業実績報告書
（ _____ 助成事業）

年 月 日付けで助成の決定を受けた事業について、年 月 日に事業を完了しましたので、その実施状況について下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況（事業規模、構造、数量、時期等）

2 事業費支出状況（事業費内訳、財源内訳等）

3 収支決算報告書

収入の部 (単位：円)					支出の部 (単位：円)				
科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B)-(A)	備考	科目	予算額 (C)	決算額 (D)	不用額 (C)-(D)	備考

4 添付資料